

1 平成 28 年度社会福祉法人未来本部事業計画書

1 はじめに

平成 28 年 4 月は障害者総合支援法施行後 3 年となり、見直しについての議論が進められている。高齢障害者の介護保険事業との連携、ニーズに対してあまりにも不足しているグループホーム等の住環境など、社会全体でのダイナミックな取り組みが必要と思われる大きな課題にどのような対応がなされるのか。社会保障審議会障害者部会の報告書を見ても不透明感や不安感はぬぐいきれない。障害者就労支援については一般就労へ向けた支援と就労継続支援の高賃金実現への評価が盛り込まれており、報酬への反映の傾向が加速することが予想される。これらの課題をクリアした際の評価は当然必要であるが、一方丁寧で多様な生活支援がニーズの中心になっている多くの利用者が就労継続支援を利用している現状がある。高賃金実現が中心的課題となりつつあるこの事業形態のまま、一人ひとりの利用者にあった多様な支援を充実させていくことは今後ますます困難になってくると感じている。

さらに 28 年度は社会福祉法人にとって激動の年となる。昨今社会福祉法人に向けられている組織ガバナンス、内部留保の問題またイコルフットィングなど厳しい世論に対応する形で社会福祉法が改正され、平成 29 年 4 月より施行となる。組織ガバナンス強化、透明性向上、財務規律強化、地域貢献の責務などが法改正の柱となっており、当法人も法令にしたがって組織改革を行い、また法改正に伴う多くの作業が新たに課せられることになる。28 年度はその準備のための様々な手続きや取り組みが必要となる年である。法人本部の体制を考えると厳しい現状であるが、介護保険法以降の大変革を経験してきた組織である。前向きに事態を受け止め、より社会的に必要とされる組織へ成長していく年と位置づけ進んでいきたい。

2 社会福祉法改正への対応

社会福祉法の改正に適切且つ迅速に対応していく。特に具体的な対応が必要な以下の 3 点について取り組む。

1) 評議員会の組織改正

社会福祉法改正による評議員会の組織改正に向けて定款変更を行うとともに、内部の合意形成を進める。

2) 社会福祉充実計画の作成

内部留保資金について必要があれば社会福祉充実計画の作成に取り組む。

3) 地域貢献事業の検討

小平市社会福祉協議会と連携により地域ネットワークによる事業実施に向けた検討を行う。

3 新規事業の開設

1) 短期入所事業所の開設

4 月 1 日に 2 床で開設を行う。

2) 新規女性用グループホーム開設準備会の発足

以前より利用者より相談のある女性用のグループホームについて具体的に計画の作成を行う。予算措置や開設時期等について小平市と意見交換を行う。

4 通所サービス

- 1) 就労移行支援事業
職員のスキルアップ（一般就労に対する知識向上）、就職率の向上、安定的な利用者の確保及び適正な就労アセスメントを行う。
- 2) 就労継続支援事業A型
 - (1) 利用者の職業能力及び社会性の向上、弁当製造事業収益の増加を目指す。
 - (2) 経営安定化に向けた組織体制と経営手法変更の検討を行う。
- 3) 就労継続支援事業B型
 - (1) ワークセンター夢の樹、夢の樹みどり、小平第二みどり作業所
 - ① 制度面で工賃向上への要求が強化されている。今後の報酬単価の動向を注視しながら、一部生活介護への移行も視野に入れ、利用者一人ひとりのニーズに合わせて機能分化について検討を行うほか、必要に応じ他法人と連携の上、行政（市）と意見交換を行う。
 - ② 多様化する利用者個々の状況や環境に対応し、生活を総合的にサポートする。
 - ③ 就労に対するニーズに対応していくため就労訓練を充実させ就労ステップアップの支援を行うとともに、新規作業開拓等により工賃の向上を行う。
 - (2) バウム
 - ① 一般就労に向けて基本的な作業能力や社会性の育成を目指し、就労移行支援事業所へのステップアップを支援する。
 - ② 作業能力向上により作業収入の増額を図り、平均工賃の向上を行う。
 - ③ 利用者増と幅広い就労ニーズへ対応するため以下の2点を行う。
 - ア) 活動スペースの拡充に向けた移転計画の作成（28年度—物件確保・29年度移転完了）
 - イ) 事業所の機能を就労ステップアップと工賃向上の二つに分化させる。
 - ④ 関係機関との連携強化と職員のスキル向上により、総合的に利用者の支援を行えるよう相談支援を強化する。
- 4) 生活介護事業
夢風船の事業拡充を行い、地域のセーフティネット機能の強化を図る。

5 グループホーム

- 1) 職員間また、関係機関や家族等との連携を強化し、入居者の生活の安定と質の向上を行う。
- 2) 入居者と情報を共有しながら、クローバー移転計画を実現する。
- 3) 入居者の個々のニーズをもとに一人ひとりの365日支援体制について検討を進める。
- 4) 運営費の安定確保に関して国、都の動向を注視していく。

6 就労支援事業の強化

- 1) 増加する精神疾患・発達障害・高次脳機能障害の方など多様化する相談に対応するた

- め、医療機関をはじめとした関係機関との連携の充実。
- 2) 市内の就労支援に取り組む事業所との連携による就労へのステップアップの仕組みの充実。ハローワークとの求人マッチング会議の開催。
 - 3) 増加する定着・継続支援、特に精神疾患のある相談者への早期離職への対応。

7 相談支援事業の充実

- 1) 特別支援学校卒業生のB型利用者のアセスメントに伴う計画相談への対応。
- 2) 相談支援態勢の拡充（専属職員の配置）。
- 3) 関係機関との連携強化。

8 地域ネットワークの強化

安心して豊かに生活できる地域支援システム構築に向け、地域支援ネットワークの強化に努め、権利擁護、健康、居住、日中活動、就労、余暇、防災、防犯、コミュニケーション等あらゆる角度からの利用者支援に向けての活動を行なう。

- 1) グループホーム連絡会
- 2) 権利擁護事業との協力
- 3) 防災活動
- 4) 自立支援協議会への参画

9 職員の技能、専門性の向上

- 1) 研修会の実施及び参加
 - (1) 総合支援法の見直し、社会福祉法改正等について情報収集を行い、制度の変革について知るとともに考えていく。
 - (2) 利用者支援に必要な様々な知識を学ぶ。
 - (3) 事業運営管理を行える職員の育成のため、定期的に対象者に学習会を行う。
- 2) 地域ネットワーク強化
 - (1) 地域の関係機関等との会議に積極的に参加をすることによって広い視野と、支援のネットワークを構成できるような人材を育成する。

1.1 職員の人材の安定確保

地域の大学、専門学校等の教育機関に求人相談を行うほか、実習の受け入れについても積極的に働きかけ、連携を強めることにより、新卒者を安定的に確保できる仕組みを作る。

1.2 機関誌の発行

機関誌を年2回発行し、広報及び情報の開示を行なう。

1.3 賛助会の充実

法人の活動に対して機関紙の発行時などを中心に広く理解を求め、賛助会を充実させる。